

霧島市条例第26号
令和元年10月8日

霧島市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第8条第1項の指定を更新するとき 1件につき3,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。